

■ 関連分野の主な連携施策

連携施策	担当部局	連携する重点テーマ						施策の内容
		1(1)	1(2)	2(1)	2(2)	3(1)	3(2)	
消費生活センターと住宅相談窓口との連携	危機管理環境部	○						県内消費生活センターで受け付けた相談のうち、住宅に関する専門的な知見が必要な案件について、「住宅対策総合支援センター等」の住宅相談窓口を案内
住宅改修の点検に係る専門家の活用	保健福祉部	○					(○)	介護保険の保険者(市町村等)が行う「住宅改修の点検」への支援として建築の専門家(徳島県建築士会所属の「介護ケア・アドバイザー」)を派遣
徳島に移住を希望する方への支援	政策創造部	○						徳島への移住を促進するため、都心在住者等への移住支援金の給付や、学生や子育て世帯を対象とした移住経費への支援、「サブスク料金移動手段付きの賃貸物件」の整備等を実施
高齢者等のデジタル対応への支援	未来創生文化部 保健福祉部		○					「徳島県シルバー大学校」及び「同大学院」において、ICT講座を実施し、パソコンの基本的操作や講師としても活躍できるスキルの修得などについての学習機会を提供 また、老人クラブによる、高齢者向けの「デジタル機器活用促進のため研修」開催への支援を実施
徳島へのサテライトオフィスの誘致・定着支援	政策創造部	(○)		○				新たな人の流れやビジネスの創出を図るため、新規のサテライトオフィス開設(空き家活用含む)や誘致活動への支援、受入れや相談対応を行う「サテライトオフィスコンシェルジュ」の配置等を実施
テクノスクールを核とした産業人材の育成 (伝統的技術継承者の育成)	商工労働観光部			○				本県産業の発展を支えてきた伝統的な技術、技能を途絶えさせることなく受け継ぎ、ものづくり産業の基盤となる基礎的技能をしっかりと身に付けた産業人材を育成
「気候変動」×「防災」対応設備の導入支援	危機管理環境部				○	(○)		平時には温室効果ガスの削減を実現し、災害発生時にはレジリエンス機能の高い蓄電システムや停電自立型燃料電池等を備えたZEH及びZEBの導入を対象に補助
とくしま木づかい県民会議の活動	農林水産部				○			「県産材利用促進条例」に基づき、県民総ぐるみでの木づかい運動を推進するために設立された団体の活動を通じて、新たな木材利用の調査研究や情報収集・発信を行う
スマート林業プロジェクト	農林水産部				○			本県の豊富な森林資源を循環利用するため、県産材の増産と利用拡大を図り、林業の成長産業化の確立と森林整備の促進、地域経済の活性化を図る。
森林の適正管理の促進	農林水産部				(○)	○		森林経営管理法に基づく、徳島型の新たな森林管理システムにより、施業地の拡大や集約化を行い、官民が連携した適正な森林管理体制を構築する。

連携施策	担当部局	連携する重点テーマ						施策の内容
		1(1)	1(2)	2(1)	2(2)	3(1)	3(2)	
立地適正化計画による「防災・減災」を主流化したコンパクトなまちづくりの推進	県土整備部					○		市町が策定する「立地適正化計画」において、災害リスクを踏まえ、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、誘導区域における防災・減災対策を示す「防災指針」の作成を支援することにより、安全でコンパクトなまちづくりを推進
災害ハザードエリアにおける開発抑制	県土整備部					○		市街化調整区域内の災害ハザードエリアにおける開発を抑制するため、開発許可制度の見直しを行う
水害リスク情報空白域の解消	県土整備部					○		水防法の改正に伴い、現在、洪水予報河川や水位周知河川で策定・公表している「想定最大規模の洪水浸水想定区域」を、法律に該当する全ての2級河川において策定・公表する
ひとり親への支援	未来創生文化部						○	生活支援の充実を図るため、ひとり親家庭を対象に、公営住宅への優先入居の推進や、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用の促進を図る
重度身体障がい者への支援	保健福祉部	(○)					○	重度身体障がい者の身辺自立を促進するため、市町村が実施する重度身体障がい者住宅改造助成事業に要する経費に対して補助金を交付
離職等による住居喪失者等への支援 (住居確保給付金)	保健福祉部						○	離職・廃業ややむを得ない休業等に伴う収入減少により、経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれのある方に対し、住居確保の支援のため、一定期間家賃相当額を支給
応急仮設住宅建設用地の事前確保	県土整備部						○	大規模災害発生時の初動(発災後6ヶ月を目処)において、「建設型」応急仮設住宅を直ちに供給できる建設用地を準備するため、より実効性のある「建設候補地リスト」の作成に向けた取組を進める
被災宅地危険度判定士の確保	県土整備部						○	大規模災害発生後における二次被害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した宅地の危険度判定を実施する「被災宅地危険度判定士」の育成を推進